

船舶の放置行為に罰則が適用されます！

河川法施行令改正〔平成26年4月1日〕により、プレジャーボートの適正管理を推進するための放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられました。

【改正の概要】

○河川区域内の土地に船舶等を捨て又は**放置することを禁止**

（河川法施行令第16条の4第1項第2号イ）

○上記に違反した者に対して**罰則を適用**

*** 罰則: 3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金**

（河川法施行令第59条第2号）

【利根川水系綾瀬川等における放置等の禁止の適用】

○平成27年3月27日指定（放置等の禁止対象物:船舶）、**平成27年4月6日施行**

国土交通省 荒川下流河川事務所 管 理 課 TEL03-3902-2311

小名木川出張所 TEL03-3681-6131

※管理区間 利根川水系綾瀬川（綾瀬排水機場～堀切菖蒲水門）